

透析装置の洗浄排水について

札幌市下水道条例により**水素イオン濃度（以下pH）**の排水基準は「**5を超え9未満**」と規定されております。排水量に関わらず、全ての事業場がこの排水基準の対象となるため、透析装置の洗浄に酸性あるいはアルカリ性の薬品を使用する場合についてもこの基準が適応されます。pHが排水基準を超えないように、中和処理等の排水の管理をお願いいたします。

市内の下水道管損傷等の事例



正常な公共ます



左手前が腐食した公共ます



底が損傷した下水道管



下水道管の損傷による道路陥没

排水基準を超える酸性排水により、コンクリート製の公共ますや下水道管が腐食・損傷し、内部の砂利や鉄筋がむき出しになることがあります。また、下水道管に損傷等がおきると、破損部位より下水道管内へ土砂が流入し、排水の流れに支障が生じることや、道路下に空洞ができ、道路陥没が発生する場合があります。この場合、人身事故の発生も懸念されることから、pHの排水基準の遵守にご協力をお願いいたします。



● お問い合わせ先 ●

札幌市下水道河川局事業推進部排水指導課水質指導係
〒062-8570 札幌市豊平区豊平6条3丁目2番1号
TEL 011-818-3422 FAX 011-818-3457